

歴史紀行

シリーズ
「博物館コレクション」第13回



安芸高田市歴史民俗博物館
学芸員 津久井 薫

頼山陽筆「吉田駅詩」

～頼山陽が元就墓所に参詣して
作った詩～

公開中 「吉田駅詩」の原本(当館所蔵)



〈記されている文字〉

舍舟夜投吉田驛 心記江公創業述 猛雨打與暗箭集 河漲声聞萬刀戟 朝起山河列眉明 策杖獨尋公墳塋 望上老木稿不死 隧道深嚴華表峙 仰瞻城墟連雲起 山開鳥翼襟河水 果信北軍墮計裏 援軍孤壘在其間 形勢頗殊舊讀史 當時眼已無二家 終使十州拱旗牙 河堤西指巖鳴道 想見出師誅豕蛇 風濤雷雨助號令 百怪惶惑避義戈 請詔復仇真偉舉 黃金擲斗擊日車 乃祖酷肖荀文若 此公却	類孫討逆 大兒如虎小兒龍 亦如江東權手策 休比與概入洛陽 頗似納籍歸汴梁 錢氏福與趙家長 公才十倍武肅王 灑掃不廢喬曹在 恨無碑文託雪堂 來拜者誰外臣襄 家世生長公旧疆 少脩私史諸公事 今日墳前始辨香 土非行沃民力薄 經營四外餘裕綽 勤儉富國無礙堵 鼓舞強兵無羸弱 玉帶名馬好不存 一生唯有用土樂 嗟乎真英雄主不可作 吉田驛感毛利典廐事作 山陽外史頼襄
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

頼山陽(1780-1832)は江戸後期に活躍した安芸国出身の著名な儒学者で、尊王思想を唱え『日本外史』を著した人物として知られています。この著作は幕末から明治にかけてベストセラーとなり、山陽の名もよく知られることになりました。

歴史的価値
頼山陽は書でも有名でした。幕末維新期には頼山陽の書風が大流行し、多くの書が拓本に取られて出版されました。当館所蔵の「吉田駅詩」の書は拓本の元となった原本とされ

ており大変貴重なもので、市の重要文化財に指定されています。戦後、日本画家児玉希望が入手し母校の吉田小学校に寄贈。現在は当館に所蔵されています。この貴重な書を現在開催中の企画展で公開しています。

成立過程
文政12(1829)年、頼山陽50歳の時に作られた毛利元就を讃える漢詩です。当時京都在住の山陽は、父親の13回忌に安芸に帰省しますが、その際三次を訪れた帰途吉田に一泊、翌朝毛利元就墓所に参詣しこの詩の

草稿を作りました。

内容
「吉田駅詩」は頼山陽が吉田に到着した夜の情景描写から始まります。翌朝、元就の墓に参詣した頼山陽は郡山城跡の風景から、尼子氏や陶晴賢との戦いなどを想起します。儒学者である頼山陽は、古代中国の人物を挙げながら毛利氏一族と対比し論評していきます。そして最後に、元就が吉田の地を豊かにしたことを高く評価し、英雄として賛美しています。

開催中！
安芸高田市歴史民俗博物館
博物館の30年と蔵出し至宝展

国民年金保険料の追納制度

保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合、老齢基礎年金の年金額が減りますが、後から納付(10年以内)することで年金額を増やすことができます。

知っておきたい！
国民年金のあれこれ

三次年金事務所
☎0824-62-3107



納付申込

三次年金事務所

注意事項

- 追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間
(例:令和2年4月分は令和12年4月末まで)
- 承認等をされた期間のうち、原則古い期間から納付
- 保険料の免除、または猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額を上乗せ

異文化と暮らす 私たちにできること

学びの壁



(文) 人権多文化共生推進課 多文化共生推進員 明木 一悦

人権多文化共生推進課
☎お太助フォン 42-5630
☎47-1206

安芸高田市には、海外から親とともに移住してきた子どもたちがいます。その子どもたちのほとんどが、日本語が理解できないまま連れてこられているため、学校に入学しても日本語が学びの壁となっています。日本人には当たり前となっている義務教育制度ですが、外国籍の子どもは対象に含まれていません。学校で学ぶことを諦めてしまふと、社会に馴染めず孤立してしまうことが懸念されます。

市国際交流協会では、地域のみならず協力いただき、日本語が不自由な子どもたちも高校、専門学校や大学に進学し、専門科目を目標に、放課後に子どもたちの学習支援を行っています。そのかいあってか、市在住の外国籍の子どもたちは全員が小学校や中学校へ通っています。

また、先日うれしいお知らせがありました。小学5年生から学習支援を受けていたフィリピン国籍の青年が、今年、吉田高校を卒業して大学に行くことが決まったとのこと、お母さんも「8年間、自分の子どものように寄り添って支援してくださった学習支援者のみなさんのおかげです」と大変喜ばれていました。

支援には長い期間を要しますが、支援した子どもたちが、安芸高田市の将来を担ってくれると思います。学習支援者(外国語が話せる必要はありません)は市国際交流協会です。随時募集しています。協力いただける方がいらしたら市国際交流協会(050-5847-9666)へご連絡ください。